

# 須磨民商NEWS

## 緊急保証さらに1年延期、全業種対象へ

「つぶされてたまるか！生き抜こう」と緊急保証制度の活用をすすめてきた結果、2011年3月まで延長され、対象業種も全業種に拡大されました。

須磨民商でのこの緊急保証制度で商売が続けられたと喜んでいる仲間が多く生まれています。

## 金融円滑法 4日施行

**中小業者融資や住宅ローンの返済猶予、借り換えなど積極的活用を**

この法律は金融機関に返済猶予や金利引き下げ、返済期限の延長などの要件変更を定めることを定めています。(努力義務) 同法成立にあわせて金融庁は金融マニュアルを改定。新規融資や条件変更の受付に迅速に対応し苦情受付の相談体制の整備条件変更などの履歴を理由に新規融資や条件変更を拒絶しないか金融機関への検査、監督が明記されました。

## 生活福祉資金の活用ポイント

生活福祉資金とは、低所得者や障害者、高齢者が、生活や仕事で「独立自活」するために資金が必要なとき、貸し付けができる制度で、もちろん、自営業者でも借りる事が可能です。

貸し付けの対象者は、(1)貸し付けで独立自活できる低所得者(2)身体障害者手帳を持っている人(3)療育手帳の人(4)精神障害者福祉手帳の人(5)65歳以上の高齢者のいる世帯です。(2)(3)(4)は所得制限がなく、それ以外は市町村民税非課税程度とされています。

「総合支援資金」は、生活の立て直しのために継続的、一時的な資金の貸し付けを行います。生活支援費、住居入居費、一時生活再建費などがあります。

「福祉資金」には、自営業にかかわって「生業を営むために必要な費用」(貸付限度額目安は460万円)があります。

詳しい資金の種類や貸し付け条件については、「裏面」に掲載された表を参考にするか、**民商に問い合わせてください。**

雇用情勢の悪化で失業者、低所得者が急増する事が見込まれ、多重債務問題が深刻になっている事もあり、10月から制度が「見直し」されました。

生活支援費は生活の再建へのつなぎ融資としてすぐに実行されています。

この制度を知らせ活用していきましょう。